

平成26年3月

各位 殿

公益社団法人 日本動物用医薬品協会

一般社団法人 全国動物薬品器材協会

消費税率引き上げに伴う動物用医薬品等への対応に関するお願い

平成26年4月1日から消費税率が引き上げられることになりました。

消費税は、消費者に広く税負担を求めるものであり、私ども動物用の医薬品、医療機器等に関係する業界におきましても税率引き上げ後の消費税を円滑かつ適正に転嫁するために、本体価格に税率引き上げ後の消費税額を上乗せすることとし、4月1日から実施することとしました。

なお、これに関連して「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正に関する特別措置法（平成25年法律第41号）第12条の規定に基づき団体名をもって消費税の転嫁及び表示の方法に関する共同行為を本年4月1日から平成29年3月31日まで実施することを公正取引委員会に届け出ております。

各位におかれましては、何卒消費税率引き上げの状況をご理解の上、よろしく御協力を賜りますようお願い申し上げます。